

# 中小企業あきた

- 1 秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部から  
事業者のみなさまへ…………… 1
- 2 令和2年度の秋田県補助金をご紹介します(抜粋)…………… 4

- 景況レポート3月分…………… 6
- 組合相談コーナー…………… 8

- 話題の広場  
中央会事業より…………… 9
- インフォメーション…………… 10



## TOPICS 1 秋田県新型コロナウイルス感染症 対策本部から事業者のみなさまへ

秋田県では、令和2年4月21日、県民の生命と健康を守ることを最優先に感染防止対策の更なる徹底を図るため、新型インフルエンザ等対策措置法に基づき、既に4月17日から実施している緊急事態措置に加え、追加の緊急事態措置を実施することとしました。

### ■ 4月17日の緊急事態措置

期 間 4月17日(金)～5月6日(水)  
区 域 秋田県全域

- 1 県外や海外からの移動の自粛
- 2 不要不急の外出の自粛
- 3 「密閉」「密集」「密接」の「三つの密」を避ける
- 4 接客を伴う飲食店等への外出自粛
- 5 イベント・行事等の自粛
- 6 県立学校等の休業

### ■ 4月21日の追加緊急事態措置

期 間 4月25日(土)～5月6日(水)  
区 域 秋田県全域

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、秋田県の要請・協力依頼に応じて、施設の休業等に全面的に協力いただいた中小企業・個人事業主に対し、「秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給することとしました。

### 休業等要請施設

遊興施設(スナック等)、運動施設(ボウリング場等)、遊戯施設(パチンコ店等)、劇場等(映画館等)、集会場・展示場等(美術館等)、学習塾その他の学習支援施設、ホテル・旅館・休憩施設等、商業施設

食事提供施設(飲食等)については、営業時間を午前5時から午後8時までとすることを要請しています。

※情報は随時更新されていますので、最新情報を下記のホームページからご確認ください。

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/49212>

### 休業等要請期間

令和2年4月25日(土)～5月6日(水)

食事提供施設の営業時間の短縮も含む

※期間中1日でも営業した場合は、協力金の支給対象外です。

### 支給金額

1事業者30万円

(2施設以上有する事業者は60万円)

### 申請方法

専用Webサイト「秋田県電子申請・届出サービス」(<https://s-kantan.jp/toppage-akita-t/>)からの電子申請を予定しています。

また、郵送や県庁及び各地域振興局に設置する受付ボックスでも申請を受け付ける予定です。

## スケジュール

募集要項、申請書様式等の公表 4月30日(木)  
※申請手続きや支給要件の詳細等については、  
県Webサイト等において順次公表されます。

協力金申請書受付開始 5月7日(木)  
協力金の支給 5月中旬から順次支給  
協力金申請書受付終了 6月15日(月)

## 申請に必要な書類

- ・協力金申請書(法人にあっては「法人番号」を記入)
- ・営業実態が確認できる資料  
(例)確定申告書の写し、各種法規に基づく営業・許可証の写し、休業前の経理帳簿、開業届の写し等

- ・休業の状況が確認できる書類  
(例)売上げ等事業収入額を示した帳簿の写し、休業していることを第三者が見て明らかに分かるもの(休業を告知する自社ホームページの写しや、休業期間を記載した自社の店頭告知チラシ等)
- ・誓約書(申請書記載の内容に虚偽がないことを公的に証明するもの)
- ・振込先口座が分かる通帳等の写し

## 問い合わせ先

秋田県新型コロナウイルス感染症拡大防止  
協力金相談コールセンター  
受付時間 午前9時～午後5時  
(土日・祝日を含む)  
TEL：018-860-5071

## ▶経済産業省の支援策

経済産業省では新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様にご活用いただける支援策をパンフレットにまとめています。情報は随時更新されていますので、ホームページから支援策をご確認ください。

### 資金繰り



### 設備投資・販路開拓



### 経営環境の整備



左記の内容に関する資料は経済産業省HP  
特設ページに掲載しております。

#### 🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

で検索、または右のQRコードより  
ご確認ください。



## ▶持続化給付金に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金を支給することとしています。

令和2年度補正予算案の成立を前提としているため、申請の受付はまだ開始されておませんが、補正予算の成立後1週間程度で申請受付を開始する予定としています。また、電子申請の場合、申請後、2週間程度で給付することを想定しています。詳細な申請開始の日時、申請期間などについては決定され次第、速やかに中小企業庁ホームページで公表されます。4月27日、持続化給付金の申請要領等の速報版を公表しました。

### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

### 給付額

法人は**200万円**、個人事業者は**100万円** ※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

#### ■売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)

※上記を基本としつつ、昨年創業した方などに合った対応も引き続き検討しています。

### 支給対象

- ◆新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が**前年同月比で50%以上減少**している者。
- ◆資本金10億円以上の大企業を除き、**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**を広く対象とします。  
また、**医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人**についても幅広く対象となります。

### 相談ダイヤル

中小企業 金融・給付金相談窓口 **0570-783183**(平日・休日9:00~17:00)

# ものづくり補助金に新型コロナウイルス「特別枠」を創設

～令和2年度補正予算の成立が前提です～

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を1/2から2/3へ上げた「特別枠」を新たに設け、優先的に支援します。

## 申請要件

補助対象経費の1/6以上が、以下の要件に合致する投資であることが申請要件になります。

### A：サプライチェーンの毀損への対応

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

(例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓)

### B：非対面型ビジネスモデルへの転換

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

(例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供)

### C：テレワーク環境の整備

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

(例：WEB会議システム、PC等を含むシンクライアントシステムの導入)

特別枠での申請で不採択になった場合は、「通常枠で加点の上、再審査されます」ので、特別枠であれば審査のチャンスは2回あります。

※現在公募を行っている同じスケジュールで公募が実施されます。

※本特別枠は、年度内に予定している締切が適用されます。

※特別枠を反映した公募要領は準備が整い次第、順次公開予定です。

## 雇用調整助成金の特例措置の概要

### 雇用調整助成金とは？

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成するものです。

### 特例の対象となる事業者

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全事業主)

### 特例措置の内容

※下線が令和2年4月1日から拡大

#### ○助成内容・対象の大幅な拡充

※令和2年4月1日から令和2年6月30日までの休業等に適用

①休業手当に対する助成率を引き上げ  
(中小企業4/5、大企業2/3)

②解雇等行わない場合、助成率の上乗せ  
(中小企業9/10、大企業3/4)

③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ  
(中小企業2,400円、大企業1,800円)

④新規卒卒者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象

⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能

⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象に

#### ○受給要件の更なる緩和

※休業等の初日が令和2年1月24日以降のものに遡って適用

⑦生産指標の要件を緩和(対象期間の初日が令和2年4月1日から令和2年6月30日までの間は、5%減少)

⑧最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象

⑨雇用調整助成金の連続使用を不可とする要件(クーリング期間)を撤廃

⑩事業所設置後1年以上を必要とする要件を緩和

⑪休業規模の要件を緩和

#### ○活用しやすさ

※休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用

⑫事後提出を可能とし、提出期間を令和2年6月30日まで延長

⑬短時間一斉休業の要件を緩和

⑭残業相殺制度を当面停止

⑮申請書類の大幅な簡素化

### 【問い合わせ先】

秋田労働局または県内各ハローワークへ  
また、コールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応しています。

TEL：0120-60-3999

(受付時間9:00～21:00(土日・祝日含む))